

**「放送コンテンツの製作取引適正化  
に関するガイドライン」  
平成29年度フォローアップ調査結果（概要版）**

---

**平成30年10月29日**

**（平成30年5月31日報道発表）**

**事務局**

# 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成29年度フォローアップ調査結果の概要

## 1. 回答状況

回答数の合計：720社（対象社数1,747社 回答率41.2%、有効回答数：548社※1）

（内訳）

※1 有効回答数：回答数の合計から「今期は放送コンテンツの製作取引の実績なし」との回答172社を除いた回答数

### 放送事業者からの回答状況

回答数：457社

（対象社数583社 回答率78.4%、有効回答数：332社）

【参考】前回（平成28年度）調査は581社を対象、回答数：425社、回答率：73.1%

メディア別	対象社数	回答数
地上基幹放送事業者※2、3	128社（NHK含む）	121社（94.5%）
衛星系放送事業者※2、3、4	6社（民放連加盟） 8社（衛放協加盟）	61社（69.3%）
ケーブルテレビ事業者※5	367社	275社（74.9%）

※2 地上基幹放送事業者及び衛星系放送事業者は、テレビジョン放送を行う社を対象

※3 NHKは地上基幹放送事業者、放送大学学園は衛星系放送事業者として集計

※4 衛星系放送事業者には、番組供給事業者を含む。

※5 ケーブルテレビ連盟加盟社を対象

### 番組製作会社からの回答状況

回答数：263社

（対象社数1,164社 回答率22.6%、有効回答数：216社）

【参考】前回（平成28年度）調査は1,104社を対象、回答数：336社、回答率：30.4%

団体名等	対象社数	回答数
全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）	126社※6	35社※6 （27.8%）
全国地域映像団体協議会（NRA）	163社※6	59社※6 （36.2%）
日本映像事業協会（JVIG）	129社※6	35社※6 （27.1%）
日本動画協会（AJA）	60社※6	16社※6 （26.7%）
団体未加盟 （民間放送年鑑2013に掲載されている番組製作会社等）	725社	136社 （18.8%）

※6 複数の団体に加盟している番組製作会社：対象社数39社、回答数18社

## 2. 調査方法・内容の概要

調査方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象社にアンケート票を送付し、書面調査を実施</li> <li>調査対象期間：平成29年1月1日～同年12月31日</li> <li>アンケート実施期間：平成29年12月11日発出～平成30年1月31日締切</li> </ul>
調査内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送コンテンツの製作委託の実績</li> <li>ガイドラインの認知度</li> <li>発注書の書面交付</li> <li>著作権の帰属</li> <li>取引価格の決定</li> <li>取引内容の変更及びやり直し</li> <li>取引内容の変更に伴う追加費用の支払い</li> <li>「放送コンテンツ適正取引推進協議会」</li> <li>放送コンテンツ（アニメ分野）における製作取引形態の現状 等</li> </ul>

# 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成29年度フォローアップ調査結果のポイント（1）

## 1 放送コンテンツの製作委託の実績

（ ）は昨年度調査結果

○放送事業者の72.6%（69.9%）、番組製作会社の81.9%（82.7%）が、調査対象期間中に放送コンテンツの製作取引があったと回答

⇒放送事業者：72.6%（69.9%）[地上基幹放送事業者:100%（99.1%）、衛星系放送事業者:77.0%（70.9%）、ケーブルテレビ事業者:59.6%（57.8%）]  
⇒番組製作会社:81.9%（82.7%）[地上基幹放送事業者と製作取引があった番組製作会社:91.2%、衛星系放送事業者:33.6%、ケーブルテレビ事業者:20.7%]

## 2 ガイドラインの認知度

○ガイドラインの認知度は、放送事業者と番組製作会社の合計で94.2%に上昇（昨年度調査結果では91.7%）

・ガイドラインを知っていると回答した者の割合

⇒放送事業者：96.4%（95.6%）[地上基幹放送事業者:100%（100%）、衛星系放送事業者:97.9%（97.4%）、ケーブルテレビ事業者:93.3%（92.1%）]

⇒番組製作会社:90.8%（87.4%）

## 3 取引内容に関する事項

（1）回答割合について、放送事業者と番組製作会社との間で大きな違いが見られた事項があった

①著作権の帰属

・完全製作委託型番組（完パケ番組）の製作委託をする（受ける）際に、その番組や素材に関する著作権等の取扱いについて「事前に協議をしていない（協議の機会を設けられない）場合があった」又は「事前に協議をしていない（協議の機会を設けられない）」と回答した者の割合

⇒放送事業者:9.1%（14.0%）、番組製作会社:33.1%（42.1%）

②取引価格の決定

・放送番組の製作委託をする（受ける）際に、取引価格の決定について「事前に協議をしていない（協議の機会を設けられない）場合があった」又は「事前に協議をしていない（協議の機会を設けられない）」と回答した者の割合

⇒放送事業者:0.9%（2.4%）、番組製作会社:27.2%（32.7%）

③取引内容の変更及びやり直し

・「当初の発注書や契約書に記載のない業務の追加の発注や、やり直しを要請した（要請された）」と回答した者の割合

⇒放送事業者:3.0%（2.0%）、番組製作会社:15.2%（17.3%）

・「追加の発注ややり直しを要請した（要請された）」と回答した者のうち、追加の発注ややり直しを行なうための追加費用について「十分な協議がなく、放送事業者が一方的に決定した割合を支払った（支払われた）」又は「追加の費用を支払わなかった（支払われなかった）」と回答した者の割合

⇒放送事業者:10.0%（16.7%）、番組製作会社:51.5%（54.2%）

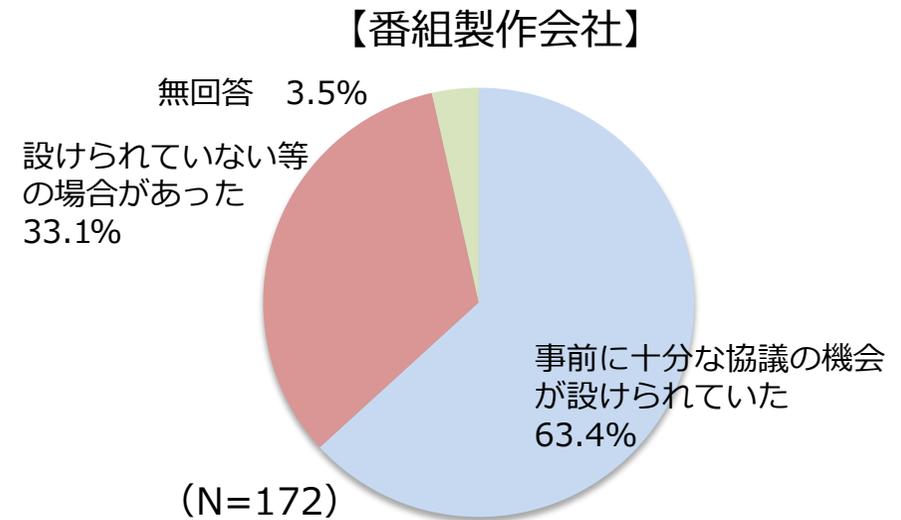
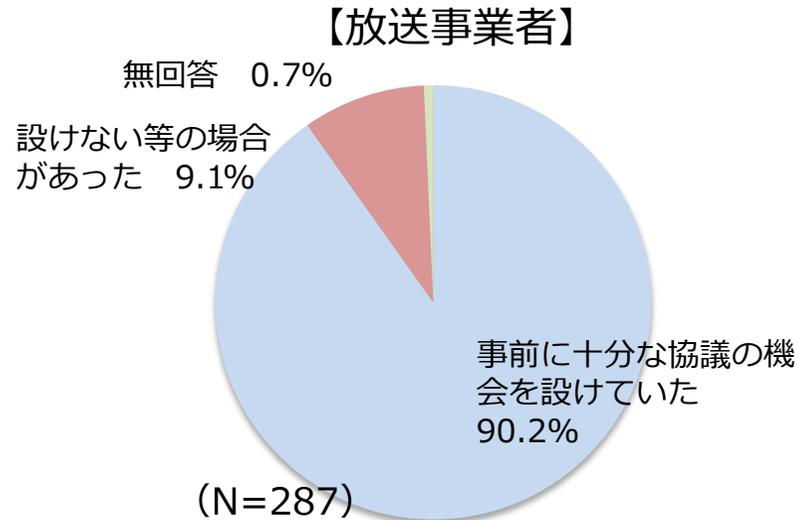
（2）ガイドラインに記載のない新たな製作取引形態がアニメ分野で主流となっている

・放送事業者とアニメ製作会社の双方が参加する製作委員会に参加してアニメ番組の製作を行ったと回答した者の割合

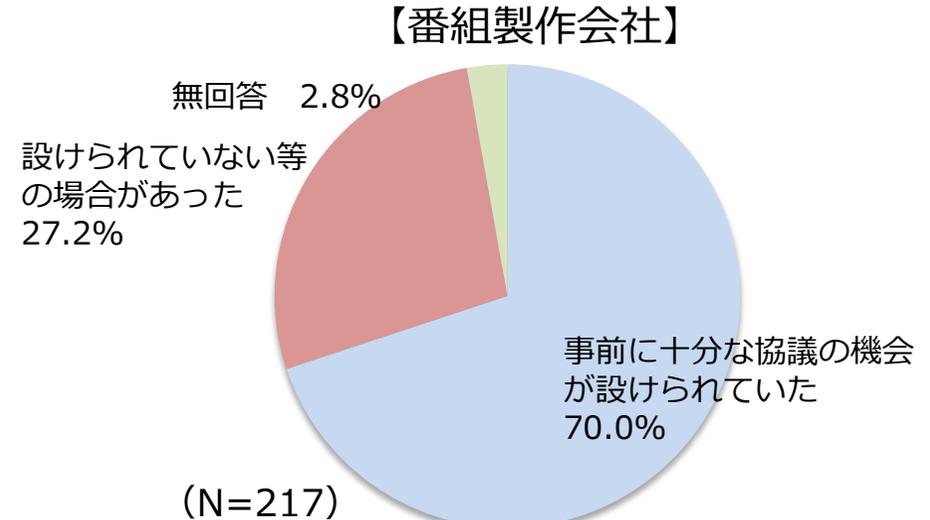
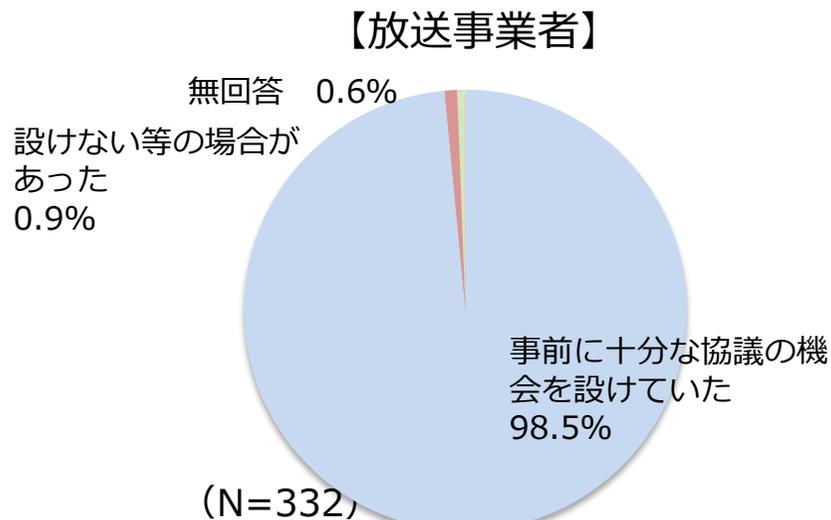
⇒放送事業者81.8%、番組製作会社70.4%

# 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成29年度フォローアップ調査結果のポイント（2）

## 著作権の帰属（事前協議の有無）



## 取引価格等の決定（事前協議の有無）



## 4 「放送コンテンツ適正取引推進協議会」※

※平成29年6月27日、下請法等関係法令及び放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの周知・啓発を図っていくことを目的に設立。学識経験者並びに放送事業者及び番組製作会社の業界団体等により構成。

### ○協議会の活動に高い期待が寄せられている

#### （1）協議会の認知度

- ・放送事業者と番組製作会社の合計で61.0%が、「協議会」を「知っていた」と回答  
⇒放送事業者:69.6%、番組製作会社:47.9%

#### （2）協議会による普及活動への期待

- ・放送事業者と番組製作会社の合計で87.2%が、「協議会」が実施するガイドライン等の普及活動について「意義があり期待できる」と回答  
⇒放送事業者:94.3%、番組製作会社:76.5%

#### （3）受発注双方の認識の統一のための取組

- ・放送事業者と番組製作会社の合計で87.6%が、「協議会」が受発注双方の認識の統一のために実施するガイドライン等の周知活動について「意義があり期待できる」と回答  
⇒放送事業者:93.7%、番組製作会社:78.3%

#### （4）受発注双方が活用できるマニュアルの策定

- ・放送事業者と番組製作会社の合計で87.6%が、「協議会」が策定する、受発注双方が活用できるマニュアルについて「活用していきたいと思う」と回答  
⇒放送事業者:94.9%、番組製作会社:76.5%